

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) 市川市第 1 庁舎・第 2 庁舎ネットワーク機器用無停電電源
装置賃貸借

2. 賃貸借期間

令和 3 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで (72 ヶ月)

3. 納入期限

令和 3 年 2 月 28 日

4. 担当部課

市川市 情報政策部 情報システム課

5. 賃貸借物件

市川市役所第 1 庁舎及び第 2 庁舎に設置しているネットワーク機器に用いる無停
電電源装置 (UPS)

詳細は、別紙 1「賃貸借物件一覧」のとおり。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市 (以下「賃借人」という。) が借り
受け、賃料を支払うものである。)

6 納入場所

市川市南八幡 4 丁目 2 番 5 号 いちかわ情報プラザ

7. 設置場所

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市役所 第 1 庁舎

市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市役所 第 2 庁舎

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部課」で指

定した場所に、期限までに納品すること。

納品物件一覧表

| No | 納品物件 | 期限 |
|----|--------------------------------------------------------|-----------|
| 1 | 賃貸借物件一覧（型名明記） | 契約日 |
| 2 | 体制表（納入後の連絡先を含む） | 契約日から7日以内 |
| 3 | 賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可） | 納入期限まで |
| 4 | 賃貸借物件に関する保証書（写しでも可） | |
| 5 | ソフトウェアの使用許諾証書 （公共機関向けライセンスの場合は借借人名義のもの。それ以外は写しでも可。） | |
| 6 | MAC アドレス一覧 | |

- ※ 賃貸借物件一覧には、納入機器の製造番号、使用ユニット数（ラックマウント型機器のみ）、消費電力、発熱量、重量を明記すること。
- ※ 付属のメディア、マニュアル等については、本体に同梱とされていない場合は、2部のみを納品することも可とする。
- ※ 6「MAC アドレス一覧」は、システムに一括登録を行うため、CSV 形式等で媒体に記録されたものを納品すること。

9. 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6. 納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。

10. 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後は、借借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。なお、その撤収時において情報記憶媒体がある場合は、そのデータを全て消去し、その証明書を提出すること。データ消去は、撤収後の作業とすることも可とする。
- (2) 借借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

11. 秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も

同様とする。

(2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 2. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3. 契約不適合対応

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する書面による通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

1 4. 動産総合保険の付保

(1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

(2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

1 5. 賃貸借物件の維持

賃貸借物件の保守は、機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ(延長保証サービスパッケージ)による保守契約を基本とするものとする。保守業務を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、「8. 納品物件」に従って提出する体制表に当該事業者名を明示すること。

1 6. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

1 7. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又

はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

18. その他

- (1) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とが協力して解決すること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この貸貸借契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この貸貸借契約終了後も同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この貸貸借契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この貸貸借契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を利用して、この貸貸借契約により指定された作業場所以外の場所に送信す

ること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この賃貸借契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 貸貸人がこの賃貸借契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は貸貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(貸貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この賃貸借契約の事務に係る貸貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は貸貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 貸貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 貸貸人が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、貸貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この貸貸借契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。

(2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。

(3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。

(4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。

(5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。

(6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

(情報セキュリティの維持・改善等)

第3条 貸貸人は、貸借人に納入した情報システム及びサーバ等の機器について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、ウイルス対策ソフトを導入しておくとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、直ちに適用しなければならない。この場合において、貸貸人が開発し、又は開発させ貸借人に納入した情報システムの改修が必要となるときは、貸借人と協議の上、適用するものとする。

(3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他情報セキュリティの維持のために貸借人が必要と認めた対策を貸借人と協議の上、実施しなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
- 3 貸貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、貸貸人は、直ちに、貸借人に報告するとともに、貸借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を貸借人に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 貸貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について貸借人と協議しなければならない。

- 2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。
- 3 貸貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 貸貸人は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって貸借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第7条 貸借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、貸貸人に対し、必要に応じて貸借契約に基づく事務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

- 2 貸借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、貸貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。
- 3 貸貸人は、貸借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

別紙 1

賃貸借物件一覧

下記の基本調達仕様を満たす機器を選定し、稼働可能な状態で、指定した数量を、納入期限までに市川市が指定する場所に納入すること。

ただし、相当仕様品もしくは上位仕様品を納入しても良いものとする。

1. 無停電電源装置 (UPS)

| 項 | 項目 | 仕様 | 数量 |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | ハードウェア | <ul style="list-style-type: none"> ・入力及び出力とも定格電圧が交流 100V であること。 ・出力容量が 1,100VA / 1,000W 以上であること。 ・機器への電源入力形態が NEMA 5-15P であること。 ・機器からの電源出力形態は NEMA 5-15R とし、2 口以上の出力が可能であること。 ・出力先の機器に対し、常時インバータ方式またはラインインタラクティブ方式で給電が可能なこと。 ・VCCI Class A のノイズ規格に適合していること。 ・安全規格 UL1778 に準拠していること。 ・環境対応 RoHS 指令に適合していること。 | 18 式 |
| 2 | 機能・ソフトウェア | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークマネジメントカードを有すること。 ・機器の設定及び管理を GUI 形式の画面で行えること。 ・庁内ネットワーク（イントラネット）経由で状態監視が可能なこと。 | |
| 3 | 設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃借人が所有する EIA 規格の 19 インチラックに搭載（マウント）可能であること。 ・ラック搭載時に占有する U（ユニット）数が、1 台あたり 2U 以内であること。 | |
| 4 | メーカー保守 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借期間（6 年間）において、メーカーによる障害受付及びセンドバック保守対応が提供されること。 | |